

ID: 31

担当部署: 企画総務部 企画政策課

処分の概要	加入負担金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市ケーブルテレビ放送施設の通信線路と同一の線路を使用するインターネット接続サービスの管理及び利用に関する条例 第7条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第17号		
【根拠条文】 (加入負担金) 第7条 インターネット接続サービスの提供に係る設置費用のため、第5条の加入申込みをした者(以下「インターネット加入者」という。)から、インターネット接続サービス加入負担金を徴収する。 2 インターネット接続サービス加入負担金の額は、別表第2に定めるところによる。 3 センター条例第10条第1項の規定により加入負担金を徴収した者については、第1項の規定は適用しない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日